

(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例の骨子案に対する市民意見の募集結果について

静岡市議会では、静岡市のものづくり産業を振興するため、(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例検討会を設け、(仮称) 静岡市ものづくり産業振興条例の発案に当たり協議、調整を行っています。

この条例案を検討するに当たり、本条例骨子案に対する市民の皆さまからのご意見を募集した結果を次のとおりお知らせします。

- 1 意見の募集期間 平成 23 年 2 月 10 日 (木) から平成 23 年 3 月 11 日 (金) まで
- 2 意見の提出件数 意見提出者数 4 人
意見提出件数 10 件
- 3 公表場所 市議会ホームページ、市議会事務局 (静岡庁舎本館 2 階)、各区市政情報コーナー、各生涯学習施設
- 4 ご意見の概要及びご意見に対する考え方

	骨子案の 対象箇所	ご意見の概要	考え方
1	3 基本理念	基本理念にある、「担い手の確保、育成及び資質の向上を図る」ことを、具体的かつ確実に実行してもらいたい。	担い手の確保、育成及び資質の向上は、基本計画に定める事項として具体的に掲げております。よって、基本計画を実施していくなかで実行されていくものと考えております。
2	4 ものづくり事業者の役割	市外で本市の伝統的地場産業を営むものづくり事業者は、対象となるのか。	本条例では、ものづくり事業者を市内に事業所を置くものとしておりますので、ものづくり事業者の定義の範囲には入りません。しかしながら、本条例の基本理念に掲げておりますものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上は、ものづくり産業の振興に欠かせないことから、市外で本市の伝統的地場産業を営む方も、本市のものづくり産業を支えて下さる重要な人材であると考えております。

3	9 基本計画の策定 16 情報の発信	本業で、生計をたてられることが重要であるため、販路拡大、需要拡大を業界と強調しながら確実なものにしてもらいたい。多くの（メディア）媒体を利用し、実行性ある具体的な情報発信を望む。	基本計画の策定、変更においては、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならないとされているため、いただいたご意見も盛り込まれるものと考えております。
4	10 産業別計画の策定	「産業別計画」の策定にあたっては、かつての施策や現行の制度についても業界を含めた検証を経て、緻密な業界の現状把握・実態把握、そして当事者の十分な意向反映を旨として進めてもらいたい。また、交流の機会提供だけでなく、関係者はもとより、地場産業に関心を有するすべての市民の参加をも保証すべきである。	産業別計画は、基本計画と整合を図りながら、ものづくり産業を振興するに当たって必要な事項について定めるものとしております。また、ものづくり事業者又は産業関係団体は、計画の案を提案することができますものとしております。 いただいたご意見については、検討会委員に周知するとともに、関係課にも伝えていきます。
5	前文 13 地産地消の推進 14 伝統的地場産業製品の活用	前文、地産地消の推進、伝統的地場産業製品の活用にある施策の実施により、地域で生産された製品を市民が愛し活用することを確実に具体化してもらいたい。例えば、その一環として、市民が日常的に接することができ、なおかつ対外的にアピールできる方法として、市の中心街での製品の常設展示や博物館での展示等を考えてはどうか。	地域で生産された製品を市民が活用することの具体策としては、地産地消の推進により実施されていくものと考えますが、ご意見も踏まえ、検討会の中で、新たに交流を促進する旨の規定を盛り込みたいと考えております。
6	14 伝統的地場産業製品の活用	市等にもものづくり産業の製品の調達などを積極的にやってもらいたい。	本条例で地産地消の推進、伝統的地場産業製品の活用を定めていますので、市として努めていきたいと考えております。
7	全般	後継者の自立など、人材の育成	いただいたご意見は、本条例

		の支援を望む。	に盛り込まれるものとして考えております。条例施行後、政策提言などを通じてご意見が反映できるよう努めて行きたいと考えております。
8	全般	後継者へ技を承継できる機会の提供や事業を望む。	
9	全般	伝統と新しいものを組み合わせていくために、ものづくり事業者とのその他の各主体が一体となって考える機会が欲しい。	
10	全般	対象を分けた条例にするべきである。現条例案は、その内容から、特定産業分野（伝統的な地場産業分野）を対象とするべきであり、改めて、包括的かつ総合的な振興条例の策定を望む。	本条例は、第2次産業、中でも市の製造業の振興を総合的かつ計画的に推進することで、地域経済の発展と市民生活の向上につながるものとし協議しております。いただいたご意見については、検討会委員に周知するとともに、市議会としても調査研究し、関係課にも伝えていきます。